

○可茂衛生施設利用組合職員の勤務時間等に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 3 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日組合訓令甲第 2 号 平成 22 年 1 月 1 日組合訓令甲第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、可茂衛生施設利用組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）及び可茂衛生施設利用組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 11 年可茂衛生施設利用組合規則第 5 号）の規定に基づき、職員の勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 交替制により勤務する職員及び勤務の性質上前項の勤務時間により難しい職員の勤務時間については、同項の規定にかかわらず、管理者と任命権者が協議して任命権者が定める。

(休憩時間)

第 3 条 職員の休憩時間は、午後零時から午後 1 時までとする。

2 交替制により勤務する職員及び勤務の性質上前項の休憩時間により難しい職員の休憩時間については、同項の規定にかかわらず、管理者と任命権者が協議して任命権者が定める。

附 則

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年組合訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。